

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々とご家族のみなさまに対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。また、感染拡大防止や治療などに日々ご尽力されている保健機関、医療従事者のみなさまに深く敬意を表し、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症についてのお知らせとお願い

新型コロナウイルスに関する学校や児童生徒のお休みについて



体調が悪いとき

発熱等の風邪の症状がある場合は、無理をせず、自宅で安静にしてください。

- 発熱等の風邪の症状が治まるまでは出席停止となります。
- 発熱等の風邪の症状がみられるときは、かかりつけ医や保健所等に相談をしてください。

出席停止について

新型コロナウイルスに感染しているかどうかを確認するために検査（PCR検査、抗原検査）を受けるときは、登校できません。その場合は、欠席ではなく出席停止となります。（※登校できる場合もあります）

児童（本人）が感染したときの出席停止の期間などの詳細は、基本、保健所の指示に従ってください。

場 合		登 校	出席停止期間等
①	お子様や同居家族に感染が判明した場合	×	医師や保健所の指示する期間
②	お子様や同居家族が濃厚接触該当者に特定された場合	×	お子様が濃厚接触該当者に特定され、PCR検査等で陰性となった場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して 7日間 。ただし、常に接触のある家庭内では、 <u>感染者の発症日または感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、待機期間を7日間（8日目解除）</u>
	同居家族が濃厚接触者に特定され、PCR検査の受検対象者となった場合	×	お子様や同居家族に風邪等の症状が見られるとき ○ お子様や同居家族に風邪等の症状が見られないとき
③	お子様がPCR検査を受けることが決まった場合	×	※お子様がPCR検査をうけることになった場合は、必ず学校にご連絡ください。
	勤務先の定期健診等でPCR検査を受ける場合	○	
④	お子様や同居家族に、以下のような風邪等の症状がみられる場合 37.5度以上、咳、のどの痛み、息苦しさ、強いだるさ、食あたりを除く下痢	×	症状が回復するまで ※枠内以外の症状でも、感染状況によっては登校を自粛するようお願いする場合があります。

臨時休業について

児童の感染が判明した場合、症状が出た2日前（無症状の場合は検査日の2日前）以降の学校内外での活動状況、人との接触状況について学校医と協議し、学校の一部（学級単位、学年単位）または全部での臨時休業を実施する場合があります。その際、濃厚接触者該当者を特定した場合は、学校からご家庭へ報告させていただきます。

登校後に症状が見られた場合は、きょうだいを含め学校から保護者のみなさまへご連絡させていただきます。自宅での休養をお願いいたします。

今後も、みなさまの健康と安全を考えた感染防止、そして児童の学力保障を両立させた教育活動に努めてまいります。